

こども政策DXモデル事業（令和5年度補正予算事業）公募 質問と回答
 (2024.3.13時点)

No.	質問	回答
1	都道府県は、市町村の応募書類の取りまとめを行う必要はあるか。それとも、市町村が直接、貴庁に応募書類を提出するものか。	応募書類に関しては、お送り先を事務連絡等に記載しておりますので、市町村から直接応募いただく形で構いません。
2	こども・子育て分野を中心に行政手続や事務処理等の定義が曖昧であるため、自治体に裁量があるのかわからない。メニュー化してもらいたい。（妊婦健診、子供の予防接種、子供の健診、保育園の入所までなのか。学童や幼稚園は関係ないのか。保育園と市とのやり取りもDX化するものも認められるか。）	本事業の対象となる「こども・子育て分野を中心に行政手続や事務処理等に関するDX」については、主にこども家庭庁が所管する施策に関するDXを広く想定しており、ご質問の施策範囲についてはいずれも本事業の対象となり得ます。提案内容については応募いただく地方自治体の裁量に委ねられますが、具体的には応募時の提案内容を個別に審査し採択する提案・団体を決定させていただきます。
3	この事業は、誰を便利にしたいDXなのか不明瞭であるため明らかにされたい。（市民が便利になればよいのか。自治体職員が便利になればよいのか。事業者・関係者が便利になればよいのか。三方良しを目指すのか。）	本事業の対象となる「こども・子育て分野を中心に行政手続や事務処理等に関するDX」は、こどもや子育て中の方々の利便性向上に資するものから、子育て関連事業者・地方公共団体等（の職員）の事務負担軽減に資するものまで広く想定しています。両者に資するものでも、片方のみに資するものでも対象となり得ますが、具体的には応募時の提案内容を個別に審査し採択する提案・団体を決定させていただきます。
4	デジタル庁が進めているPMH（Public Medical Hub）との関係性が不明瞭であるため明らかにされたい。妊婦健診、子供の予防接種、子供の健診はPMHで実現できるのではないか。	（御指摘の国全体の仕組みとして構築するもの等）こども家庭庁や他機関の別事業等で進められている（又は今後進められる）取組は、基本的には当該別事業等において進められていくものと考えていますが、これらの取組と重複した内容の提案が本事業の対象となるかどうかは、具体的には応募時の提案内容を個別に審査し採択する提案・団体を決定させていただきます。
5	システム標準化との兼ね合いはどのようになるのか。母子保健、保育園（子ども子育て支援）、児童手当は標準化システムへ移行する時期であるため、国が作成する標準仕様書のなかにDXに関することを書いてしまえばよいのではないか。書かないまま進めるとシステム改修やRPA・AI活用に手戻りが発生する可能性がでてくる。	本事業は、応募いただく地方自治体の提案、実情、創意工夫等を踏まえたDXを実証的に実施し、これを事例集としてまとめて横展開を図る取組です。この実証事業の終了後の結果を踏まえ何らかの制度化を目指すこととなった場合には、システム標準化への影響等も踏まえて検討していくことになると考えますが、現時点ではご意見として承ります。
6	2つの分野・取組（例：こども家庭分野の取組と健康分野の取組）でエントリーしたい場合、2つの取組を1つの計画にまとめて1つの応募として申し込むべきか、それぞれ独立した2つの応募とするべきか、どちらで考えればよいか。	原則として、1自治体につき1つまでの応募としていただくようお願いいたします。 なお、複数の分野・取組で応募したい場合、これらが密接に関連しており1つのDXの取組としてまとめていただけるものである場合は、その関連性を含めて1つの応募としてまとめていただくことは可能です。
7	経費について、実証期間外は対象外とあるため、4月から事業を実施する内容でも6月から実証期間としてみなされるのか（例：4～5月は市が執行、6月以降は国が執行）。それとも、6月以降に事業を開始しないといけないのか。	実証事業は、検証受託事業者と採択団体等との協定において、関係者間の取得財産の帰属先や責任分担等を定め、これをもとに実際の環境構築を進めていくこととなるため、対象経費を明らかにするためにも、実証期間（協定日（令和6年6月頃を想定）から令和7年3月31日）を想定）外に発生する経費は対象外とすることを基本としていますが、それ以前の時期に実証事業の準備をいただいた場合の対象経費の範囲は最終的には個別に判断することになります。 【※2/7説明会で提示した回答から一部修正】
8	実証期間中の会議への出席について。公募要領において、 >採択団体の担当職員は会議(オンライン会議含む)で定期的(最低でも1か月に1回以上を想定)に進捗状況等を報告すること。 >また上記に限らずこども家庭庁の求めがあった際には会議に出席すること。 とあるが、自治体とともに事業を行う事業者の担当者による出席でも許容されるか。	実証事業実施中に行う定期的な会議については、自治体とともに事業を行う事業者の担当者の方が出席いただくことは可能ではありますが、その場合でも、採択団体である自治体の担当職員の方の出席はいただきたいと考えています。 （自治体内での担当者の出席代理は可能ですが、自治体の担当職員の方が1人も出席されないことは想定していません。）

9	経費について。こちらは、極端に言えば、無料（経費請求をしない）での申請も可能なのか。	無料（経費請求をしない）での申請も可能ですが、その場合はその申請が採択されても当該申請の実証内容には当庁予算を充てることができなくなることを考えられます。
10	（公募要領における）事業スケジュールの中で、R6年5～6月に検証受託業者と協力事業者の再委託契約締結する予定とあるが、（自治体側の）現行の予定でR6年4月に関係業者と委託契約を行いシステム構築を行う予定としている場合は採択団体の内定まで契約を待つ必要が生じるか。	本実証事業の採択を受けた各自治体が事業者等と個別に締結する契約の時期（タイミング）は特に縛ることはありません。 実証事業の実証内容等に応じて各自治体において適切な時期に実施いただくものと考えます。 なお、本実証事業の実証期間は、検証受託事業者と採択団体等との協定日（令和6年6月頃を想定）から令和7年3月31日を想定しており、また採択団体は、その事業計画書に応じて協力事業者と検証受託事業者が再委託契約を締結していただくこととなりますが、これらの協定や再委託契約の内容と、各自治体―事業者間の契約の内容に関する調整は、個別具体に対応いただくことになろうと考えます。
11	本事業の経費について、 ①子ども家庭庁→地方自治体→協力事業者 ②子ども家庭庁→検証受託事業者→協力事業者 どちらの流れとなるか。	「②子ども家庭庁→検証受託事業者→協力事業者」となります。
12	事業者（検証受託事業者）は、自治体で見当をつける必要があるのか。それとも子ども家庭庁が調達、契約、委託するものか。	検証受託事業者は、御見解のとおり、本事業全体を子ども家庭庁から委託を受ける事業者として、子ども家庭庁において調達を行います。 なお参加自治体として応募いただく自治体におかれては、各自治体での実証環境を構築いただく協力事業者を見当いただく必要があります。 （本事業では、検証受託事業者は各自治体における実証環境の構築を行っていただく予定はしておらず、各自治体で見当いただく協力事業者において行っていただく予定です） また事業計画書においては、『本事業における関係者の体制、役割等がわかる全体像（地方公共団体内の関係者だけでなく委託を想定する場合は委託先の協力事業者の名称を含むものとする）』についてご記載いただくことを想定しておりますので合わせてご確認ください。
13	応募時に必要な事業にかかる必要経費の見積もり詳細を依頼できる事業者が思いあたらないため、「よく精査」してあれば自治体職員による試算でもよろしいか。	必要経費の見積もり方法は、各自治体のご判断に委ねる形となりますが、その見積もりの精査具合については、当庁での審査に必要な情報となるため、なるべく具体的なお見積りをいただきますようお願いいたします。 なお審査・評価に際し応募自治体に対して追加資料の提出やヒアリング、提案内容の修正等を求める場合がある場合がございますので、その際はご協力のほど宜しくお願い致します。
14	令和7年度以降、当該事業を実施していく予定はあるか。	現時点では未定です。
15	実証事業で使用するためにPCなどを購入した場合、経費として認められるか。	応募団体が応募時点で所有する情報機器では提案内容を実現できず、実現するために購入が必要な情報機器等は経費に含まれると解釈いただいて支障ありません。

※質問欄の記載は、わかりやすくする観点からいただいた質問を当庁において補足・加工等しております。